

石綿障害予防規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1号において、事業者は、原材料等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされ、法第27条第1項において当該措置について厚生労働省令で定めることとされている。石綿による健康障害防止については、同項に基づき、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）が定められ、建築物、工作物又は船舶（以下「建築物等」という。）の解体等の作業における石綿による健康障害を防止するための措置を具体的に定めている。
- 石綿等の切断等の作業等（石綿則第6条の2第3項及び第6条の3に規定する作業を除く。）については、石綿則第13条第1項の規定に基づき、石綿等の湿潤化の措置を講じることが義務付けられているが、当該湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具の使用等の措置を講ずることが努力義務とされている。
- また、建築物等から石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する場合は、石綿則第6条の2第3項の規定により、作業場所の隔離及び当該石綿含有成形品の常時湿潤化等の措置を講じることが事業者の義務付けられている。また、建築物等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を、電動工具を使用して除去する作業については、石綿則第6条の3の規定に基づき、石綿則第6条の2第3項に規定される措置と同一の措置を講じなければならないこととされている。
- 今般、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会において、令和5年6月20日に報告書が取りまとめられ、同報告書において、除じん性能を有する電動工具の使用は、石綿等を湿潤化した場合と同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果があることが確認されたところである。このため石綿等の切断等の作業等において、石綿等の湿潤化と同等の措置の一つとして、除じん性能を有する電動工具の使用等を義務付けることとする。また、石綿則第6条の2及び第6条の3で規定される措置についても、作業の状況に合わせた最適な石綿粉じん発散防止措置を実施できるよう、常時湿潤化に限らず、除じん性能を有する電動工具の使用等も含めた措置を義務付けることとする。

2. 改正の概要

- ・ 石綿等の切断等の作業等（石綿則第6条の2第3項及び第6条の3に規定する作業を除く。）において実施が義務付けられる措置を、石綿等を湿潤な状態のものとする、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置とすること。
- ・ 石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工

具を使用して除去する作業において実施が義務付けられる措置を、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置とすること。

3. 根拠条項

- 法第 27 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 5 年 8 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 4 月 1 日